

## 個人市民税・県民税の特別徴収に係る事務処理誤りについて

平成 29 年度個人市民税・県民税の特別徴収税額決定通知書（以下「通知書」という。）について、事務処理の誤りにより本来送付すべきではない特別徴収義務者に送付したため、マイナンバー等の個人情報漏えいする事象が発生いたしました。

御迷惑をお掛けした皆様には深くお詫びするとともに、今後、同様の事象が発生しないよう、再発防止策を講じてまいります。

### 1 通知書の状況

- ①送付日 5月15日（月）
- ②送付件数 100,090件（563,424人分）
- ③記載内容：マイナンバー、住所、氏名、所得や税額などの課税情報

### 2 概要

(1) 入力作業の誤りによるもの

- ①対象者 6件（7人）
- ②発生日 5月16日（火）～26日（金）
- ③原因 特別徴収義務者と納税義務者を結び付けるための指定番号（会社のコード番号）について、職員が別の特別徴収義務者の指定番号を誤って入力した。また、入力した内容についても、職員によるチェックが不十分であったため、誤りを発見できなかったもの

(2) 封入封かん作業の誤りによるもの

- ①対象者 1件（1人）
- ②発生日 5月23日（火）
- ③原因 本市の委託業者が、通知書を別の特別徴収義務者に誤って封入してしまったが、件数の照合作業が不十分であり、誤りを発見できなかったもの

### 3 対応

誤送付のあった上記8名の方には、経過説明とお詫びの文書を送付したところですが、今後、あらためて連絡をとるなかで、マイナンバーの漏えいに伴うリスク等について説明のうえ、職権による対応も含め、番号の変更について強く働きかけてまいります。なお、誤送付された通知書については、誤送付先の特別徴収義務者からすべて回収済となっております。

### 4 再発防止策

事務処理手順を再確認し、入力した内容のチェックを徹底するとともに、委託業者に対しては、仕様書における作業上の重要ポイントを徹底するよう指導してまいります。

#### 【問合せ先】

川崎市財政局かわさき市税事務所法人課税課 三木  
電話 044-200-2207（内線 57410）